

(議長)

次に飯田議員の発言を許可いたします。

飯田議員。

「飯田議員」

それでは私は第1回定例会にあたりまして、3問6項目について質問いたします。

まず第1問目でございますが、新型コロナウイルス感染対策についてであります。

ただ今、先ほど午前中の塚本議員の質問で、これまでの江差町の対策につきましては、細かく答弁を頂きましたので、この点については割愛をさせていただきます。

次に、国や道の方から、集会や会合、イベント等の自粛するような要請が出されております。その影響もございまして、町内の色んな産業にあたりまして大変深刻な影響が出ている訳であります。特に宿泊業、飲食業界等々を含めまして、各商店街、小売店にもその影響が出ているわけでございます。

江差町として、これに対する経済的な支援対策があるのかどうかお答えを頂きたいと思っております。

もう1点。2点目になりますが、これは教育長だと思います。

町内小中学校等を含めまして、一斉休校が続いておりますが、特に保護者からは不安と動揺が広がっております。特に共働きのご家庭、ひとり親家庭をはじめ、小学校低学年のお子さんのいる家庭では大変苦慮をされておりますが、これに対しまして、設置者であります江差町、特に教育委員会として何か対応策があるのか伺いたしたいと思います。

まず1問目は以上でございます。

(議長)

はい町長。

「町長」

飯田議員の新型コロナウイルス感染症に対するご質問にお答えいたします。

予防策に対しましては、塚本議員にも答弁をさせて頂いておりますので、同様でございますので省略をさせていただきます。

経済疲弊対策についてでございます。2月末の江差商工会が独自に行った町内商工業者への聞き取り調査によると、町内でのイベントや会合の自粛に起因した宿泊、宴会、仕出弁当等のキャンセルが相次いでおり、宿泊業者や飲食店を中心に大きな影響が出ている状況にあります。

北海道は影響を受ける産業等への支援について、国へ緊急要望をしているところであり、国としても対策を順次打ち出す状況にあります。

江差町といたしましては、当面は感染拡大の防止対策を優先事項として取り組まれますが、

支援対策の動向も見極め、北海道や各市町村の情報等も随時入手しながら、商工会等関係機関とも連携した支援策を今後検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

(議長)  
教育長。

「教育長」

飯田議員から新型コロナウイルス対策の2問目、私の方から学校の休校に伴う子ども達の居場所についてどう考えるかというふうなことに對して、ご答弁申し上げます。

新型コロナウイルス感染の早期終息と感染拡大防止対策として、北海道知事及び北海道教育委員会より、2月27日から3月4日までの7日間、小中学校の臨時休校の要請がございました。その後、2月27日付けで文部科学省及び北海道教育委員会より春休み前まで休校延長の要請がございました。

江差町教育委員会としましては、要請どおり、町内小中学校及び町立あすなろ幼稚園の臨時休校を実施しているところでございます。この間、園児、児童生徒の居場所については、基本、自宅及び親族等の住居で過ごしていただき、人の集まる場所への外出を避け、朝晩体温測定を実施し、健康観察をするよう保護者へ通知しております。共働き、ひとり親世帯については、仕事への影響もあることから、3月5日より町立学童保育所を再開し、現在の利用者のほか、仕事等の都合で日中児童を保育できない保護者のため、一時的に預かる対応を取っているところでございます。

なお、町のホームページにて、臨時休校のお知らせと、仕事に従事している保護者の方が休みやすい環境整備に向け、できる限り工夫を講じていただくよう、町内各企業や関係者へのご理解とご協力を求めたところでございます。

また、その後刻々と状況が変更の都度、ホームページやチラシで周知してまいりました。感染防止の徹底を図りながら、学年等を分けて登校する分散登校日を休校中に1回設定し、児童生徒の健康状態の観察や学習指導を実施することとしています。

また、個別の対応として、児童生徒や保護者による生活、学習面での来校相談、家庭訪問もできる対応を整えています。

今後も感染の状況により対応も変わることもあろうかと思いますが、都度、町民及び企業や団体への周知とご理解、ご協力をお願いしてまいりたいと考えておりますのでご理解をお願いいたします。

(議長)  
はい、飯田議員。

「飯田議員」

それでは、2問目に移ります。

この度の町長の町政執行方針から、その中に社会体育施設等の利用にあたって、江差上ノ国の2町民が共有できる仕組み作りの検討を行っていくという文言があるわけがございます。当初予算につきましても、これにつくような当初予算の計上はないわけでありますので、この内容につきまして経過等を含めまして、構想をありましたらお知らせを願いたいと思います。

2点目でございます。

この横山家の問題につきましては、これで4回目の私の一般質問になるわけですが、これも町政執行方針、町長の中身、教育長の町政執行方針の中にも、横山家は江差町の重要な文化財資源との認識のもと、保存活用に向け進めていきますという表現があるわけですが、国の重要文化財としての申請を目指すのか、はっきりとお答え願いたいと思います。

(議長)

教育長。

「教育長」

社会体育施設の方向性と横山家の対応について、私の方からご答弁を申し上げます。

まず、社会体育施設等の江差、上ノ国の2町町民が共有できる仕組みづくりの内容についてのご質問でございます。

現在、江差町と上ノ国町の2町の町民が、お互いの施設を同じ条件で利用できる仕組みづくりの検討を行っております。例えば、江差町の運動公園と上ノ国町スポーツセンターなどの体育施設、あるいは文化財施設など、利用にあたっては、2町の町民に限定し、同じ使用料、条件で利用できるようにすることで検討しております。

本町と上ノ国町は隣接しており、概ね15分程度の至近距離にあります。現在も2町の施設はお互いの利用料に差がありますが、互いに利用している実態もございます。

今後も人口減少が進む中で、施設の有効活用も含め、江差町運動公園や上ノ国町スポーツセンターなど、両町に無い施設で相互に補完できることや、両町民のスポーツ、文化などの交流拡大にも繋がることから、相互利用についての仕組みづくりを進めてまいりたいと考えておりますのでご理解をお願いいたします。

次に、横山家についてでございます。

議員から、横山家について国の重要文化財を目指すのかというご質問でございますけども、先の12月定例会でもご答弁申し上げたように、国の重要文化財の可能性を追求する考えには変わりはありません。この間、1月31日には、北海道教育委員会博物館文化財課の担当主査が横山家を視察し、今後の方針についての意見交換をいたしました。

また、2月14日には、道教委文化財担当職員と民俗文化財を担当しております文化庁文化財保護第一課を訪問し、担当調査官に横山家についての資料等を手渡し、国指定に向け、その可能性と今後の取り組みについて助言をいただいたところです。

また、建造物の指定となりますと、文化財保護第二課が担当しておりますので、今後は第二課の調査官へ説明を行ってまいりたいと考えております。

今後とも北海道と連携し、国指定文化財に向けた取り組みを進めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

(議長)

飯田議員。

「飯田議員」

ただ今答弁を頂きました。上ノ国江差町のそういう体育施設の相互利用につきましては、これから人口減少社会に向けてですね、やっぱりそれぞれの町で体育館を作ったり、例えば温泉を作ったりするのは、相当そういう時代でもないと思いますので、むしろこれからはそういうような形で相互利用する方向が、私はやっぱり理想的だと思っておりますので、それはそれで大きく評価したいと思います。

もう1点。横山家についてでありますけれども、12月定例会の教育長の答弁では、横山家の提案としては、まず国の重文指定を目指してもらいたい。そして将来とも公の手、これはもうおそらく江差町を指すことだと思いますけれども、手によって保存をしていきたい。それに対しまして、教育長の答弁では、まず横山家の方の相続関係、名義変更をしてもらいたい。それがやっぱりある意味で両者の相違点だったと思います。それを受けて教育長からは、今後とも国の重文指定の可能性を探っていきたい。年度内に横山家と協議をして方向性を出していきたいという答弁を受けても今日はそういう質問であります。

文化庁とお会いになりましたよね。具体的にやっぱり、もっとやっぱり横山家がどういう文化財、重文指定に向けてですね、どういう可能性があったのか。私はそこが一番やっぱりこの横山家と話を進めていくうえでのですね、大事なやっぱり争点だと思うんですよ。その辺どうなんですかね。現場を預かってる課長あたり、その辺のところ、もし文化庁との協議があったら詳しく教えて頂きたいと思います。

(議長)

社会教育課長。

「社会教育課長」

先ほど教育長が答弁いたしました。2月の14日、道教委の文化財博物館課の主査とですね、実は文化庁文化保護第一課、調査官っていう方がおりまして、それは調査官という

のは民俗文化財を担当している調査官にあってまいりました。文化庁は民俗文化財、または建造物、または民俗芸能。色々と分かれておりまして、今回時間が取れましたのが文化財の保護第一課、民俗文化財を担当している調査官と会ったわけでございます。ということは、横山家につきましては、北海道の有形民俗文化財に指定されているということで、国の重要民俗文化財。国の重要有形民俗文化財のこの可能性について、手持ちの資料を持って今回説明をさせて頂きました。で、非常に調査官は色々を助言をして頂きまして、まだやっぱり、昭和38年に指定された横山家、149点の民俗資料があるわけなんですけれども、色んな資料データがきちっと整っていない。こういうものをまず作成をしてですね、もっと説得力のある資料を提供して頂きたいねというようなことを助言頂きました。

それと建造物については、先ほど言いました保護第二課の調査官。今回2月の14日は保護第二課の調査官、アポが取れないで不在だったもんですから、今後ですね、今度は建造物、ということは重要文化財。この件について、今ある資料を用いて調査官に会いたいというふうに思っています。ただその際には、北海道と一緒に連携をしながらですね、やっていきたいなというふうに思っています。

いずれにしても、両にらみ、重要文化財それと重要有形民俗文化財、これらの可能性をですね、両方の調査官に会ってまず情報を取っていききたいというふうに思っております。

最後にやはり申請主義でないものですから、いかに調査官が興味を示して頂くか、その興味を示して頂くということは、きちっとした文献なり報告書の作成が必要だということなもんですから、横山さんについては、そのことも含めて説明していきたいなと思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

いいですか。

はい、飯田議員。

「飯田議員」

ただ今横山家についての再質問の答弁頂きました。

それらの経過を含めましてですね、是非江差町として横山家と胸襟を開いてですね、町の方は国の重文指定を目指すという方向が出たわけですから、是非交渉に入ってもらいたいというふうに考えております。

3問目に入ります。

これは、町長の選挙公約からでありますけれども、かもめ島上の花月の活用方針と愛宕町商店街、法華寺通り商店街の歩行者天国化とお買い物バスの運行についてであります。

まず1点目でございます。

北の江の島、鷗島周辺を構想から実行へ。花月を民間事業者により活用とあります。ま

た、北の江の島構想の中身では、これを、この施設をですね、休憩所用具レンタル所、簡易な宿泊機能の確保とありますが、果たしてこれが民間事業者による運営は可能かどうか。その辺の見通しと展望についてお答えいただきたいと思います。

またこの花月の建物につきましてはですね、以前にも指摘されましたけれども、私も2、3日前に行ってまいりましたけれども、壁や軒先がちょっと崩れておりましてですね、その前が鷗島遊歩道が通っている。確かにロープで規制線を張っておりますけれども、これからやっぱり観光時期を迎えるにあたりましてですね、大変危険な状況にあるわけなんです。これについてもですね、やっぱり早急にそういう危険を排除するために、修理するなりそういう部分が必要だと思いますので、その点も合わせましてご答弁を頂きたいと思います。

2点目であります。これもただ今申し上げました選挙公約からでありますけれども、商店街の拠点化、賑わい作りで、愛宕町商店街と法華寺通り商店街を商業拠点化とし、空き店舗への新規出店や既存商店街改修等への一部助成。2つの商店街の歩行者天国化とお買い物バスの運行というような提案であります。

ただ、今の商店街の現状を見た場合、特にあの法華寺通り商店街の見た場合、大変こう厳しい状況にあるわけでありまして。今後人口減少社会に対応できるような、持続可能な小売店商店街を目指し、抜本的な対策が私はむしろ求められるというふうに考えております。これらを勘案しながら、町長として公約実現に向けた可能性と今後の取り組みを伺いたいと思います。

(議長)

はい、町長。

「町長」

飯田議員の3問目、旧花月の活用方針と上町下町商店街の活性化についてのご答弁を申し上げます。

まず、旧花月につきましてですが、平成29年度の町政執行方針において、民間事業者の参入を含めた多方面から跡地の活用を検討すると述べております。

また、同年の第2回定例会におきましては、萩原議員のご質問に対しまして、行政に限らず広く活用策を求めていきたいと考えており、多方面に働きかけをしたいと答弁しているところであり、これまで何度か企業にも接触し話をしたところですが、具体的な動きにまでは至っていないが現状です。解体しての環境整備は念頭にございですが、現時点においてもその考えは変わらず、民間の資本や経営を活用して跡地の利活用策を追求していきたいと考えています。

また、議員ご指摘のとおり、外壁が剥がれ落ちていたり腐食してきておりますが、応急の修繕などの対策をとりながら強風等の折には職員が都度確認するなど留意していき、可

能な限り安全対策を講じながら引き続き民間の力による跡地の利活用策を模索していきたいと思います。

商店街の活性化策についてのご質問でございます。

町は昨年11月のまちづくり懇話会に始まり、法華寺通り、愛宕町両商店街や江差商工会と協議を重ねてまいりました。現在両商店街は、大型店舗との競争激化や店舗の老朽化、店舗数の減少、担い手不足等、商店街としての機能維持が大変大きな課題となっております。

これまで、商店街ごとに実施してきたイベントや更なる魅力づくりと店舗間の協力による集客力アップが商店街生き残りの鍵を握っていると考えております。

町といたしましては、商店街の魅力付の位置付けとして、歩行者天国化等の対策を提案してまいりましたが、事業主体となる商店街の協力体制の問題、人材不足や具体的な実施内容等、商店街や商工会と整理しなければならないことも多く、制度実施には至っていないというのが現状でございます。

町バスによるイベント参加者の輸送については、イベント開催内容に応じて対応してまいりたいと考えておりますが、商店街との協議が不十分な点を反省しつつ、もう少し時間をかけて取り組みたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

いいですか。

飯田議員の一般質問を終わります。